

〔 参考資料 〕

前回まで含まれていた項目についての
取 組 状 況

1. 年金記録問題への対応

1-1 基礎年金番号への記録の統合

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
1	①名寄せの結果、記録が結び付く可能性がある方に対して、「ねんきん特別便」を送付	19年12月～ 20年3月	○基礎年金番号に結びついていない5000万件の記録と名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し、「ねんきん特別便」を送付済(19年12月17日～20年3月末)。	(平成20年10月末現在) ・年金受給者 ①送付人数 約300万人 ②回答人数 約249万人 ③②のうち、「訂正あり」と回答した人数 約104万人 ④未到達となった人数 約0.6万人 ・現役加入者 ①送付人数 約730万人 ②回答人数 約415万人 ③②のうち、「訂正あり」と回答した人数 約299万人 ④未到達となった人数 約49万人
2	②名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての方々に対して「ねんきん特別便」を送付	20年4月～ 20年10月	○「5000万件」の記録の名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者の方々に対し、「ねんきん特別便」を送付済。(年金受給者については20年4月・5月、被保険者については20年6月から10月)	(平成20年10月末現在) ・年金受給者 ①送付人数 約3,395万人 ②回答人数 約2,532万人 ③②のうち、「訂正あり」と回答した人数 約233万人 ④未到達となった人数 約16万人 ・現役加入者 ①送付人数 約6,448万人 ②回答人数 約2,418万人 ③②のうち、「訂正あり」と回答した人数 約230万人 ④未到達となった人数 約212万人

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
6	⑥厚生年金の旧台帳「1430万件」及び船員保険の旧台帳「36万件」の記録について、磁気ファイル化した上で名寄せし、記録が結び付く可能性がある方にその旨を通知する	19年8月～ 20年5月	○マイクロフィルムで保管されている「厚生年金(1430万件)」及び「船員保険(36万件)」の記録については、平成19年9月から磁気ファイル化するための入力作業を実施し、その上で、年金受給者及び被保険者のコンピュータ記録と名寄せを行い、記録が結び付く可能性がある方へ平成20年5月28日送付済。	(平成20年11月末現在) ①送付人数 約68万人 ②回答人数 約57万人

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
8	⑧いわゆる無年金者の方について、市町村の協力を得て、注意喚起と記録の確認を呼びかけるチラシを送付	20年3月～ 10月	<p>○平成19年12月17日に都道府県介護保険主管部(局)を通じ、市区町村への協力依頼の通知を発出し、あわせて協力に当たっての事前調査を実施。(再要請を含め、平成20年2月28日まで調査を実施。)</p> <p>○平成20年度分の介護保険料の納入告知書の発出に併せて対応可能な市町村から順次、実施。</p>	<p>(平成20年10月末現在) 1,818全市町村で実施し 約325万枚のチラシを送付</p>

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
1-4 その他				
21	①年金時効特例法により年金の増額の対象となる方に対して、時効特例給付支払手続用紙を送付	19年9月～	○年金時効特例法の適用を受ける受給者に対し、簡素な方法で手続できるよう予め必要な記載事項を印字した手続用紙を送付する事務を実施している。(月次送付)	(平成20年11月末現在) 送付済件数 25,450件

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
--	----	------	------	-----------------------

2. 国民サービスの向上 ～「行政サービスのトップランナー」を目指した取組を推進～

2-1 お客様の声に対応したサービスの改善

25	④社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置	17年7月～	<p>○平成17年7月、利用者等の意見を基に、地域の実情に即したサービスの提供を図るため、全国の地方社会保険事務局ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表から成る「サービス改善協議会」を設置。</p> <p>○平成19年度も各社会保険事務局にてサービス改善協議会を開催し、社会保険庁改革の動向等について、広く地域の方々に情報提供を行うとともに、提供されるサービスに対する利用者等の意見を基に、サービスの改善・充実に向けた取組に関する意見交換を実施。</p>	
28	⑦各種通知書等に関するモニター調査の実施	18年度～	<p>○平成18年度から、受給者、被保険者等によるモニター制度を活用し、より利用者の視点に立った見直しを推進。平成19年度も利用者にとって影響の大きい通知書等に意見を反映させるため、モニター調査を実施。</p>	
29	⑧サービス向上を推進するための本庁の体制強化	18年度～	<p>○平成18年度から、国民の皆様からのご意見・ご要望を事業運営に的確に反映させるための体制を整備。</p>	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
2-2 年金相談体制及び年金個人情報の提供の充実				
31	②年金相談センターの配置見直し	16年度～	<p>○年金相談センターについては、平成16年度より地域のニーズに対応した配置見直しを実施。</p> <p>○平成20年度においては、3か所の年金相談センターを廃止した。</p>	(平成21年1月末現在) 年金相談センター 51カ所
32	③年金電話相談センターの拡充	16年度	○年金電話相談センターについては、ねんきんダイヤルを設置し、平成20年8月より全国からの電話相談を3か所のコールセンターに集約した。	
33	④年金相談に関するバリアフリー化の推進	随時	<p>○平成17年度から、全国の社会保険事務所において、</p> <p>① 手すりの設置 ② 障害者用トイレ・スロープの設置 ③ 相談窓口への老眼鏡の備付</p> <p>を順次実施し、相談窓口のバリアフリー化を推進。</p> <p>○併せて、平成17年4月から、耳が不自由な方が相談しやすい環境を整備するため、ファクシミリによる年金相談を実施。</p>	
34	⑤市庁舎等を活用した出張相談の実施	17年度～	○商工会議所及び商工会の協力を得て、商工会議所等のスペースを活用した出張相談を実施。	(平成20年10月末現在) 出張相談の実施回数 5,042回

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
35	⑥社会保険事務所における総合相談室の拡充	16年度～	○社会保険事務所来訪者へのサービス向上を図る観点から、全国の社会保険事務所への総合相談室の設置を推進し、全ての社会保険事務所において総合相談室を設置済。	平成18年4月1日、全ての社会保険事務所に総合相談室を設置完了
36	⑦中央年金相談室の電話相談ブースの大幅拡充及び年金電話相談センターとのネットワーク化	17年度～	○年金電話相談センターについては、ねんきんダイヤルを設置し、平成20年8月より全国からの電話相談を3か所のコールセンターに集約した。	「ねんきんダイヤル」応答率 20.5%(平成16年度平均) ↓ 69.4%(平成18年度平均)
37	⑧年金電話相談センターの集約化及びコールセンターの設置	19年度～	○年金電話相談センターについては、ねんきんダイヤルを設置し、平成20年8月より全国からの電話相談を3か所のコールセンターに集約した。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
38	⑨裁定請求書の事前送付	17年10月～	<p>○平成17年10月3日から、以下の事前送付サービスを開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方については、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付 ・60歳以後に受給権が発生する方には「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には「年金加入期間の確認のご案内」をそれぞれ60歳到達3か月前に送付 	<p>(平成17年10月～20年12月までの送付件数)</p> <p>「裁定請求書(ターンアラウンド用)」</p> <p>5,307,705件</p> <p>「裁定請求のご案内(はがき)」</p> <p>988,181件</p> <p>「年金加入期間の確認のご案内(はがき)」</p> <p>871,706件</p>

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
40	⑪年金見込額試算の対象年齢引き下げ(55歳以上→50歳以上)	18年3月～	○平成18年3月20日から、年金見込額試算の対象年齢の引き下げ(55歳以上から50歳以上)を実施。	ホームページでの年金見込額試算の受付件数(平成18年3月～20年10月) 50歳～54歳 179,842件 55歳以上 246,398件

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
2-3 相談業務の質の向上				
42	①年金相談員のスキル別研修等の実施	17年度～	○平成17年10月、年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」を作成。併せて、平成18年度から、社会保険大学校における社会保険相談指導員研修について、相談担当者のレベル別の研修へ改編を行った。	平成20年度は中止
43	②社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施	17年度～	○社会保険労務士を対象とした研修を平成18年3月17日に実施。 ○平成19年7月30日、31日の2日間、社会保険労務士を対象とした研修を実施。	平成20年度は中止
2-4 手続きの簡便化の推進				
45	②各種通知書や申請書等の見直し	18年度～	○平成18年9月、「通知書等作成ガイドライン」を作成し、通知書等の見直しに当たっては当該ガイドラインに基づいて行うとともに、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所等からの意見を反映。 ○平成18年度以降、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター会議を開催。 ○刷新後のシステムで使用する帳票を作成するため、平成20年3月に届書と通知書の統廃合による見直しを行い、刷新システムの開発工程において、様式の具体化を図る。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
2-5 事務処理の迅速化				
47	①「サービススタンダード」の達成状況の把握・公表及び問題点の改善	18年5月～	<p>○平成17年度から新たに設定された「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表することとし、平成19年度の達成状況については、平成20年10月に公表済。</p> <p>○平成17年度から、「サービススタンダード」の達成状況を公表後、各社会保険事務局、社会保険事務所にて自己分析を行うとともに、その中の全国の好取組事例を集約し、周知を図り、改善に向けた対策を徹底している。</p> <p>○平成18年度から、障害基礎年金については、サービススタンダードの設定期間を3か月半から3か月に短縮。</p>	
48	②年金裁定の処理日数の短縮	17年度～	<p>○58歳到達者に対する被保険者記録の通知(※)、裁定請求書の事前送付の徹底により、裁定処理日数の短縮を図ることとしている。</p> <p>(※)平成19年12月から平成20年10月までに「ねんきん特別便」を送付し、被保険者記録を通知している。</p>	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
2-6 事務処理の標準化				
52	③全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報(パンフレット、チラシ等)を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合における本庁への協議の徹底	18年6月～	○平成18年6月から、地方社会保険事務局において使用するポスター、リーフレット、チラシ等については、本庁で一括作成した媒体を活用することを原則とし、独自に作成が必要な場合には、本庁に事前協議し、承認を得たものに限り作成を可能とする仕組みを整備。	
54	⑤各種届書の様式・添付書類の統一化	18年度～	○通知書等については、平成18年9月からお客様にとっての見やすさや、わかりやすさを重視した見直しを組織的に行う体制を確立し、継続的に見直しを行っている。 ○様式及び添付書類については、平成18年10月からの全国共通の「社会保険業務処理マニュアル」の運用開始とともに、全国的に統一した。 ○なお、市町村経由の届出である国民年金の適用、保険料関係届書等については、既に市町村において住民異動届との統合等が推進されており、届出の統一化は困難なことから、直接社会保険事務所で受付を行うものについて統一化を図った。	
55	⑥業務品質の向上を図るための本庁の体制強化	18年度～	○平成18年度から、業務マニュアルの整備等の取組を推進するための体制を整備。	
56	⑦社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一的な事務処理規程を策定・実施	20年度～	○コンプライアンスやガバナンスを強化するため、各社会保険事務局の意見を踏まえつつ、ポリシーを明確化した全国統一的な事務処理規程を策定し、平成20年9月より実施。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
58	⑨社会保険庁LANの 更改を実施するととも に、窓口装置を庁LAN 端末として利用する ことにより庁LAN端 末の一人一台化を実 現	20年度～	○社会保険庁LANについては、機器耐用年数が経過し、基盤インフラとしての再構築を行う必要があるため、平成20年4月に更改した。また、窓口装置(WM)については、平成20年1月から順次更改工事を実施し、新たに導入するWMに庁LAN端末としての機能を付加。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
2-7 社会保険事務所の配置等の見直し				
59	①人員配置の地域間格差の是正	17年度～ 19年度	○業務量の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、平成17年度から、段階的な配置見直しに着手し、平成17年度は132人、平成18年度は170人の配置見直しを実施。平成19年度は、計画の最終年度として218人の配置見直しを実施。	
60	②首都圏内の都県への国民年金照会専用電話の設置	17年10月～	○首都圏において、国民年金被保険者の約3分の1を抱えている状況を踏まえ、平成17年10月から平成18年1月にかけて事務局単位で順次体制を整備し、国民年金照会電話に対する効率的かつ迅速な対応を図っている。	
61	③首都圏における事務所の統合・分割等の実施	18・19年度	○平成18年度においては、東京23区内のうち、1区に2カ所配置されている事務所(3事務所)を廃止・統合。また、平成19年度においては、管轄地域の人口が100万人を超える社会保険事務所が存在する地域のうち、埼玉県南部(越谷市)、千葉県北西部(市川市)、東京都多摩地区(青梅市)に3事務所を新設。	(平成18年10月) 麴町・神田 →(統合)千代田 京橋・日本橋→(統合)中央 蒲田・大森 →(統合)大田 (平成19年10月) 越谷、青梅 (平成20年3月) 市川

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
2-8 全国健康保険協会の設立を見据えた保険者機能の強化				
63	①政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討	17年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	
64	②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	17年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	
65	③被保険者への情報提供の充実	17年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	
66	④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	17年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
67	⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	17年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	
68	⑥医療費通知及び高額査定通知の適正な実施	19年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	
69	⑦高額療養費申請のターンアラウンド方式の導入	19年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	
70	⑧高額療養費の現物給付化の円滑な実施	19年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	
71	⑨特定健診・特定保健指導への適切な対応	19年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
72	⑩全国健康保険協会のシステム開発・マニュアル整備	18年度～	○平成20年10月、全国健康保険協会設立に伴い、業務移管。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
2-9 企業における社会保険事務の支援				
73	①本社における社会保険の適用手続の周知	17年度～	○本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合であっても、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることを周知するため、平成18年3月、地方社会保険事務局に対する通知を発出するとともに、社会保険庁ホームページ等においても周知を実施。	
74	②社会保険委員に対する情報提供・交換体制の整備	18年度～	○平成19年3月、社会保険委員ホームページの運用を開始。また、社会保険委員から寄せられたメールを掲載し、社会保険委員相互で情報交換できるコーナーを同ホームページにおいて構築し(平成19年12月)、インターネットを活用した情報提供・情報交換体制を整備。	

項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
----	------	------	-----------------------

3. 保険料収納率等の向上

3-1 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

76	②中・高校生に対する年金セミナーの実施	随時	<p>○各学校が協力しやすい環境作りのために、年金セミナーで使用する年金教育副読本(平成17年度版～)の作成に当たっては、年金セミナーを行う年金広報専門員の意見を取り込んだものとした。また、1時限のカリキュラムを割くことができない学校に対して、年金教育副読本の概要をまとめたチラシを作成して、短時間の年金セミナー開催の要請等を行った。</p> <p>○平成15年度から社会保険関係者及び教育関係者で構成する「年金教育推進協議会」を設置したところであり、当該協議会において生徒及び教員に対する年金セミナーの具体的な実施計画の策定を行い、同計画に基づき、教育委員会や校長会と連携を図り、年金教育を推進する。</p> <p>○生徒を対象とした年金セミナーについて、年金教育推進員が実施できる回数に限りがあることから、学校当局との連携により教員からの年金セミナーの積極的な実施を推進する等、平成19年4月に年金教育実施要綱の見直しを行った。</p>	<p>○中・高校生に対する年金セミナー「19年4月～20年3月」 [平成19年度セミナー実施率(延べ)] 28.3%</p>
77	③教師の年金セミナーへの参加を促進	20年度～	<p>○教師による生徒向けの年金セミナーの実施を拡大するため、教師の年金セミナーへの参加を推進する。</p>	<p>○教師に対する年金セミナー「19年4月～20年3月」 [平成19年度セミナー実施率(延べ)] 67.1%</p>

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
78	④職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	17年10月～	○平成17年10月から、一般職員研修(採用後3年目の職員全員を対象)において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定した。	
79	⑤地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	17年度～	○年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、平成18年2月より順次実施。	平成20年度は中止
80	⑥大学生向けの年金セミナーの開催	17年度～	○大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成18年1月に宮城社会保険事務局においてモデル実施を行った。 ○平成18年度からは、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、開催の申し出があった大学に対して、年金セミナーを実施。	(平成18年度実施) 22大学において開催 (平成19年度実施) 25大学において開催
81	⑦文部科学省との連携による学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等の徹底	18年度～	○文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。	学生等に対する年金制度の周知等について (庁→文科省) 18.4.26 協力依頼 (文科省→大学等) 18.4.28 協力要請 通知を发出することにより実施済
82	⑧「総合パンフレット」及び「目的別チラシ」の作成及び配布	17年11月～	○平成17年11月に、「総合パンフレット」(国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説)と、「目的別チラシ」(被保険者の個々の関心事項に対して解説)のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。 ○お客さま及び各社会保険事務所からの意見を集約し、それを反映させた平成18年度版、平成19年度版の「総合パンフレット」等を年度当初に社会保険事務所等へ配布。窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用。	平成19年度作成、配布済数 「総合パンフレット」1,309,578部 「目的別チラシ」13,986,400部

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
83	⑨年金制度をわかりやすく説明するネット番組の配信及びキッズページの作成	18年度～	<p>○年金制度をわかりやすく解説した動画番組を社会保険庁ホームページから配信。(平成18年4月～)</p> <p>○社会保険制度について、子供向けにわかりやすく解説した「キッズページ」を社会保険庁ホームページに配置。(平成19年2月～)</p>	
84	⑩「ねんきん被保険者のしおり」の作成及び配布	19年度～	○平成17年度版の「総合パンフレット」、「目的別チラシ」に対する意見を踏まえつつ作成し、社会保険事務所へ配布。	19年4月 2,740,700部 作成・配布済

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
3-2 年金受給権等の確保のための取組の推進				
85	①ハローワークとの連携による失業者への種別変更の受付や免除制度の周知徹底	16年10月～	○企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、平成16年10月から、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行っている。引き続きこれらの取組みを全てのハローワークで実施することを推進。	(平成19年2月1日現在) ・安定所内へのチラシ等の備え付け 506カ所(全体の86%) ・社会保険職員の雇用保険説明会への参加 143カ所(全体の24%) ・雇用保険説明会において届出用紙等の配布 497カ所(全体の84%) (ハローワーク数591カ所)
86	②厚生年金脱退後、国民年金への加入の届出がない者についての職権適用	17年8月～	○企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。	(平成20年3月末現在) 約77万件について職権適用
87	③国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知	18年4月～	○企業に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった方について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業から第2号被保険者の届出がない場合、第1号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行う。	(平成20年3月末現在) 約922件について資格喪失取消
91	⑦任意加入被保険者について、口座振替による保険料納付の原則化	20年4月～	○国民年金の任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の者等)について、保険料の納め忘れを防止し、年金受給権の確保を図る観点から、口座振替による保険料納付を原則とすることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、平成20年4月から実施。	「任意加入被保険者の保険料納付の口座振替原則化に係る実施事務の取扱いについて」 (20年2月27日)通知済

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
3 - 4 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化				
97	①国民年金推進員の 成果主義的な給与体 系の導入	17年10月～	○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入。	<p>○月額給与 (平成14年4月～) 全員一律の給与体系 月額 155,000円 ↓ (平成17年10月～) 成果に応じた給与体系 月額 A 176,000円(上位10%以内) B 168,000円(上位25%以内) C 160,000円(上位45%以内) D 152,000円(上位75%以内) E 144,000円(上記以外)</p> <p>○賞与 (平成14年4月～) ・期末給与 1.6月分 ・勤勉給与 0.3月分(職員数の1割) 0.15月分(職員数の2割) ↓ (平成17年12月～) ・期末給与 1.0月分 ・勤勉給与 0.8月分(職員数の2割) 0.4月分(職員数の4割)</p>

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
3-5 保険料を納めやすい環境整備の推進				
99	①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	コンビニ納付: 16年2月～ インターネットバンキング: 16年4月～	○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。 ○平成16年4月、マルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。	・コンビニエンスストアでの納付状況 利用件数 749万件(平成18年度) 589万件(平成17年度) 347万件(平成16年度) ・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 24万件(平成18年度) 14万件(平成17年度) 7万件(平成16年度)
100	②若年者納付猶予制度の導入	17年4月～	○平成17年4月から、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。	(若年者納付猶予者) 約37万人(平成19年度)
101	③口座振替割引制度の拡充	17年4月～	○従来から行っていた前納割引制度(1年分又は半年分を前納する場合について一定の割引をする制度)に加えて、平成17年4月から、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。	(口座振替利用率) 40.2%(平成17年度末) ↓ 40.2%(平成18年度末) ↓ 39.5%(平成19年度末)
102	④多段階免除制度の導入	18年7月～	○平成18年7月から、全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4分の3または4分の1免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入。	(4分の3免除者) 約27万人(平成19年度) (4分の1免除者) 約8万人(平成19年度)
103	⑤クレジットカードによる国民年金保険料の納付	20年2月～	○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、納付委託(金融機関、コンビニなどに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とすることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、平成20年2月から導入。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
106	⑧口座振替の利用勧奨の徹底	18年2月～	○翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期(2月)に合わせて、年度末の集中広報(新聞)等で口座振替での前納の有利性を周知し、併せて各社会保険事務所でのキャンペーン展開を行うことにより、口座振替の利用勧奨を徹底する。	(平成19年度) 平成20年2月2日(又は3日) 新聞広告(記事下5段)1回目実施済 平成20年2月16日(又は17日) 新聞広告(記事下5段)2回目実施済

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
3-6 民間委託の推進				
108	②電話納付督促委託契約への成功報酬の導入	18年度～	<p>○平成17年度から、電話納付督促業務の委託契約において、未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を委託要領に盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。</p> <p>○平成18年度においては、電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入。</p>	
109	③健保・厚年の適用促進業務の民間委託の拡大	19年度～	<p>○これまでの市場化テストのモデル事業の経験を生かしつつ、全ての社会保険事務所で民間委託を実施。</p> <p>○これにより、社会保険事務所では重点的な加入指導、職権による適用の強化を推進。</p>	<p>(平成19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書電話勧奨委託 19年4月～ ・訪問勧奨委託 19年4月～ ・重点的加入指導件数 3,583件 ・職権適用件数 73件

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
3-7 免除等申請手続の簡素化				
111	①全額免除対象者等の免除申請手続の簡素化	18年7月～	○平成18年7月から、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入。	(平成20年度) 約179万件の免除等申請手続の簡素化を実施
114	④学生納付特例手続へのターンアラウンド方式の導入	20年4月～	○学生納付特例手続の簡素化を図るため、当初申請時に卒業予定年月を把握し、次年度以降卒業予定年度まで毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な項目を記入するだけで申請できるターンアラウンド方式を導入することとし、まずは平成19年4月より申請書に卒業予定年月の記入を開始し、20年4月から実施した。	
115	⑤大学等による学生納付特例の申請代行の仕組みの導入	20年4月～	○大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、20年4月から実施した。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
3-8 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制の確立				
116	①商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施	17年度～	○平成18年1月に国民年金法施行規則の改正(納付受託機関の指定要件の追加)を行い、4ヶ所の商工会を同年3月31日付で納付受託機関に指定。	
117	②国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	17年度～	○平成17年6月、建設連合国保に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知を要請。 ○他の国保組合に対しても、国民年金への加入促進に関する協力を要請。	
119	④事業主への保険料納付の勧奨等についての協力依頼	19年8月～	○従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置し、8月から実施した。	
120	⑤国民年金保険料の未納者に対する国民健康保険短期被保険者証の交付	20年4月～	○国民年金保険料の未納を理由とする国民健康保険短期被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、申出のあった当該市町村を納付受託機関とすることについて、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」で措置。	「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」 (20年3月厚生労働省令第77条)措置済 及び 「国民年金保険料の滞納者に対する国民健康保険短期被保険者証の発行等に係る事務の取扱いについて」 (20年4月4日)通知済

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
3-9 適用の適正化の推進				
126	⑤ターンアラウンド方式による後期高齢者医療制度への被保険者等の円滑な移行	20年度～	○平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入対象となる75歳以上の被保険者又は被扶養者が、政管健保から脱退し、新制度への円滑な加入が可能となるよう、ターンアラウンド方式により事業主あて、該当者の被保険者喪失届又は被扶養者(異動)届を送付した。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
4. 事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除				
4-1 事務処理の効率化				
130	①入力業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進	17年度～	<p>○健保給付関係及び年金給付関係の届書の入力業務について、平成18年4月以降、全国の都道府県において外部委託を開始。</p> <p>○委託対象届書の電子申請及び磁気媒体による届出を促進し、入力業務の効率化・合理化を図っている。</p>	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
4-2 予算執行・会計の見直し①				
139	③監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守	17年1月～	<p>○監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底するとともに、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが給与の一部を自主的に返納し、組織としての反省の意を表したところである。</p> <p>○また、監修作業を取りまとめ、出版社等から監修料を受領した行為は、利害関係者からの金銭の受領を禁ずる国家公務員倫理規程に違反するという国家公務員倫理審査会の見解が示されたことから、平成17年12月22日、各課の庶務班長等であった職員19名に対し、戒告処分を行うとともに、監督者15名に対しても、同日付で嚴重注意(文書)の処分を行ったところである。</p> <p>○今後、このような問題で国民の信頼を損なうことのないよう、研修等により、国家公務員倫理や職員の意識改革の徹底に努めている。</p>	
140	④予算執行についての内部監査の強化	17年1月～	<p>○平成17年1月、本庁総務部経理課内に会計事務に関する内部監査を専門的に担当する「監査指導室」を設置。</p> <p>○平成18年度会計監査からは、地方社会保険監察官と合同で効果的な会計監査を実施したところである。その結果、平成18年度においては、47社会保険事務局に対して899項目、平成19年度は、27社会保険事務局に対して522項目について指摘を行い、特に、会計事故防止の観点から、現金出納に関する事項について重点的な監査を実施。</p> <p>指摘した事項については、全ての社会保険事務所を含め自主点検を行わせ、ブロック担当事務局に配置された地方社会保険監察官がその状況について確認し、徹底を図っている。</p> <p>○平成19年度会計監査からは、通常行う監査と、現金等の取扱いに係る「抜き打ち監査(事前通告なしの会計監査)」を実施。</p>	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
142	⑥インターネットを活用した予算・決算の情報提供	17年3月～	<p>○平成17年3月から、社会保険庁ホームページ上に「予算・決算」の情報欄を新たに設置し、平成17年度以降の予算及び平成15年度以降の決算について、わかりやすい形で公表。</p> <p>○「予算の主要事項」欄においては、社会保険庁改革の重点施策に係る予算措置を説明するとともに、「図でみる予算の概要」欄においては、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p> <p>○決算についても、同様に、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p>	
144	⑧事業単位コードの各業務のコスト管理への活用、事業目標の達成状況とコストの相関関係分析の実施	17年度～	<p>○平成16年度に設定した事業単位コードをもとに、平成17年度から地方社会保険事務局において適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を行う仕組みを導入したところであり、効率的に事業目標を達成するためのコスト管理に役立っているところである。</p>	
145	⑨執行結果の予算要求への反映	18年度予算要求～	<p>○平成18年度予算から、適用、徴収、給付、システム業務に区分積算をした上で予算要求を行うとともに、これまで毎年度要求を行う一方、実際には使用されていなかった経費及び要求内容と異なる執行が行われていた経費等について見直しを徹底し、執行結果を適正に予算要求に反映。</p>	
146	⑩予算書・決算書の表示科目単位と政策評価における政策とを原則として対応させる見直しを実施	20年度～	<p>○平成20年度から、予算書・決算書については、政策評価上の政策ごとに予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位(項・事項)と政策評価における政策とを原則として対応させる見直しを実施。</p>	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
147	⑪厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の統合	19年度～	<p>○平成19年度予算より厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金特別会計として「特別会計に関する法律」において必要な措置を講じた。</p> <p>○なお、政管健保の公法人化に伴う厚生保険特別会計の見直しについては、「健康保険法等の一部を改正する法律」において必要な措置を講じた。</p>	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
4-2 予算執行・会計の見直し②				
149	①年金事務費への保険料充当の仕組みの制度化	20年度～	○受益と負担の関係の明確化等の観点から、年金事務費の一部に保険料を充てる仕組みを導入することとし、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」において必要な措置を講じた。	
152	④保険料財源により実施する事業の範囲の明確化	20年度～	○国民のニーズに対応してサービスの確保を図らなければならない年金相談事業や、社会保険オンラインシステムの運用等について具体的に法律に規定し、年金保険料を充てる事業の範囲を明確化することとし、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」において必要な措置を講じた。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
5. 法令遵守と個人情報保護の徹底				
5-1 法令遵守意識の徹底				
159	③各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置	18年7月～	<p>○本庁に加えて、各社会保険事務局においても法令遵守委員会を設置し、本庁の法令遵守委員会と連携しつつ、以下の事項等について対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守委員会(本庁)が決定した是正措置、再発防止措置等の実施の徹底 ・本庁に報告された事件・事故・事務処理誤りの事案の調査及び調査結果に基づく措置の検討(既に対応事例があり、本庁の法令遵守委員会による対応が必要でない事案に限る。) 	
162	⑥法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯することによる「見える化」の実施	18年9月～	<p>○職員の意識改革を図るために策定された「社会保険庁職員行動規範」の理念・チェックポイント等を視覚的に認識できるようにしたコンプライアンスカードを全職員に常時携帯させることにより、行動規範の実践を徹底させる。</p> <p>コンプライアンスカードの記載内容 あなたはお客様を第一に考えて行動していますか？【お客様第一】【国民へのサービス向上】 その行動は社会保険事業に対する信頼を損ないませんか？【安心と信頼】【公平・公正】 その行動は法令や社会の良識に反していませんか？【法令遵守・公務員倫理】 あなたは業務執行ルールを厳守して業務を遂行していますか？【業務執行ルールの厳守】 あなたはお客様の個人情報の保護の徹底に努めていますか？【個人情報の保護】 あなたは常にコスト意識を持って事業に取り組んでいますか？【コスト意識】</p>	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
5-2 事務処理のチェックシステムの整備				
165	②国民年金の免除等の申請書の入力等の事務局事務センターへの集約化、OCRによる処理の必須化及び窓口装置からの直接入力の原則禁止	18年9月～	○国民年金の免除等の申請書の入力等については、事務局事務センターへの集約化を図ることとし、平成18年9月1日(作業スペースの確保ができない一部の事務局については、10月2日)より実施済み。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
5-3 監査部門の機能強化				
169	① 予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換	18年9月～	○平成18年9月以降の業務監察では、通常の業務監察に併せて、事務処理が法令、通達等に基づき実施されていることについての検査(適正検査)を実施するとともに、予め通告しないなど、緊張感のある監察も実施。	
170	② 地方社会保険監察官について、本庁併任とした上でブロック単位の集約化するとともに、それまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監察を行う仕組みを導入	18年10月～	○47地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険監察官を、平成18年10月から9ブロック担当事務局に集約配置し、本庁併任とした上で、本庁の直接の指揮監督の下、監察を実施。 ○多様な視点から監察を行うことにより、より効果的なものとするため、地方社会保険監察官がそれまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監察を担当する。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
5-4 ガバナンス強化に向けた体制整備及び業務執行ルールの確立				
171	①事務局をスリム化する一方で、現場経験のある優秀な職員を登用しつつ、全国統一的な業務企画・管理を行えるよう、本庁の体制を強化	18年度～	○現場経験の豊かな職員を配置し、業務マニュアルの整備等全国統一的な業務企画・管理を行うため地方庁職員の登用を行った。	
172	②不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、職員行動規範を改正し、組織内の日常的な業務執行ルールの明確化し、徹底	18年8月～	○平成18年8月から、これまでの職員行動規範に「業務執行ルールの厳守」を新たに加えるとともに、厳守すべき執行ルールを策定し、責任ある業務執行体制を確立。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
5-5 個人情報保護の徹底				
174	①生体情報認証を導入し、アクセス制御を厳格化	20年1月～	<p>○個人情報保護及びセキュリティ強化のため、現行の磁気カード認証を廃止し、新たに生体情報認証を導入。</p> <p>○平成20年1月から平成20年3月にかけて、社会保険オンライン窓口装置が設置される全拠点に導入工事を実施し、生体情報認証の運用を開始した。(平成20年4月に全拠点に導入完了済)</p>	
175	②年金個人情報の利用・提供に関する規定の整備	日本年金機構発足時～	<p>○年金個人情報については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年金事業の運営のため必要な場合 ②法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合 ③法令で具体的に明らかにした事務について利用・提供する相当な理由があると認められる場合 <p>以外には、利用・提供できないものとする規定が平成19年6月に成立した「日本年金機構法」に盛り込まれたところ。現在は施行に向けて省令等準備中。</p>	
176	③基礎年金番号の法定化	日本年金機構発足時～	<p>○個人情報保護の観点等から、基礎年金番号を国民年金原簿及び厚生年金保険の原簿の記載事項とする旨が、平成19年6月に成立した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」に盛り込まれたところ。現在は施行に向けて省令等準備中。</p>	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
6. 意識改革の徹底と能力重視の人事政策				
6-1 職員の意識改革の推進				
178	②職員行動規範の策定及び徹底	16年12月～	<p>○職員が国民本位の行政サービスを遂行する意識を涵養するとともに、国家公務員としての倫理観を常に持つよう意識改革を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客様第一 ②国民へのサービスの向上 ③安心と信頼 ④公平・公正 ⑤個人情報保護 ⑥法令遵守・公務員倫理 ⑦コスト意識 ⑧業務執行ルールの厳守 <p>に関する「社会保険庁職員行動規範」を策定。</p> <p>○併せて、「窓口接遇マナー3箇条」、「電話接遇マナー3箇条」、「サービス3箇条」を策定し、各職場において、お客様から見える場所に掲示し、その実施を徹底。</p>	
180	④能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入	<p>17年10月～ 一定職以上を対象に試行を実施</p> <p>18年度～ 一定職以上を対象に本格実施</p> <p>19年度～ 全職員を対象に本格実施</p>	<p>○新人事評価制度については、平成17年10月より社会保険事務所課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施。</p> <p>○試行の結果を踏まえ、平成18年4月から一定職以上の職員を対象とした本格実施及びその他職員を対象とした試行を実施。</p> <p>○平成19年4月から全職員を対象として本格実施。</p>	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
181	⑤ 社会保険事務局・事務所グランプリの実施	17年6月～	<p>○平成17年6月から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進し、社会保険事業の推進・向上を図り、切磋琢磨を促すため、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。</p> <p>○社会保険庁LANシステムの掲示板に主要な事業実績を定期的に公表するとともに、サービススタンダード部門及び特別表彰対象事業(窓口相談における満足度調査)の取組について実績評価を行い、長官表彰を実施した。(平成19年度事業実績における長官表彰を平成20年9月26日に実施済み)</p>	<p>(事業実績掲示板 掲載事項)</p> <p>①適用処理状況に関するもの ・健保・厚年の事業所調査に係る実施状況、適用促進実施状況</p> <p>②徴収状況に関するもの ・健保・厚年の保険料収納率、差押状況 ・国年の行動目標進捗状況、強制徴収の実施状況</p> <p>③サービススタンダードに関するもの ・高齢基礎年金等の裁定請求に係る平均所要日数等 ・傷病手当金、出産手当金等の支給申請に係る平均所要日数等</p>

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
6-3 能力重視の人事政策の断行				
188	①地方職員の本庁ポストへの登用拡大	17年10月～	○地方庁職員の本庁主要ポストへの登用拡大に関しては、平成20年1月末現在、本庁主要ポスト登用後、事務局配置者を含めて12名を登用。	

	項目	実施時期	取組状況	参考データ (平成20年9月末現在)
6-4 組織内部の改革等				
190	①社会保険事業運営評議会の設置	16年9月～	<p>○平成16年9月、社会保険庁長官の下に保険料拠出者、学識経験者等からなる社会保険事業運営評議会を開催(平成21年1月末現在、20回開催)。</p> <p>○社会保険庁の事業運営が適正かつ効率的に行われているかを外部の目で検証していただき、同評議会における意見を社会保険庁が策定する社会保険事業計画等に反映。</p>	
191	②経済界の協力によるプロジェクトリーダー等の配置	16年9月～	<p>○平成16年9月から、民間の発想等を大胆に導入して改革を推進する観点から、システム改革、サービス向上改革、保険料徴収改革等の課題を担当するプロジェクトリーダー、アドバイザースタッフをはじめとする民間出身職員を配置。</p>	(平成20年2月末現在) 19人
192	③社会保険事業計画の見直し	17年度～	<p>○社会保険事業計画は、厚生労働省が定める達成目標を踏まえ、毎年度策定するものであり、平成17年度から、実績評価の充実を図るため、事業目標の設定に当たり、達成状況を可能な限り客観的に測定できるよう具体的な数値目標を設定。</p> <p>○社会保険事業計画の策定に当たっては、事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させるため、社会保険事業運営評議会において計画の内容を検討していただくこととしており、平成19年度事業計画については、平成19年2月の同評議会において御意見を伺った上で、3月に成案をとりまとめ、公表。平成20年度事業計画についても、平成20年3月の同評議会において御意見を伺った。</p>	
193	④年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表	随時	<p>○平成17年6月、「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を設置し、年金の給付誤り等の早期発見や早期対応を行い、事象を明確にした上で速やかに公表するとともに、事象の分析調査を行い、具体的な再発防止策を講じている。</p>	<p>「総点検の結果について」(平成17年4月1日公表)以降に公表した給付誤り事象の件数 32件</p> <p>※ 内容は、庁ホームページに掲載</p>